

エコマーク商品類型 No.124 「ガラス製品 Version2.4」 認定基準書

F. ガラス長繊維

(公財) 日本環境協会
エコマーク事務局

1. 認定基準制定の目的

本商品類型は、カレットを使用したガラス製品にエコマークを付与し、それらの製品の存在を消費者に広く啓発していくことを通じて市場を先導し、もってガラスカレットの利用拡大に資することを目的とする。

2. 適用範囲

以下に該当する製品を対象とする。

「ガラス糸」 JIS R 3413

「ガラスロービング」 JIS R 3412

「ガラスチョップドストランドマット」 JIS R 3411

「ガラスクロス」 JIS R 3414

「処理ガラスクロス」 JIS R 3416

「ガラスロービングクロス」 JIS R 3417

「ガラスチョップドストランド」 JIS R 3419

3. 用語の定義

カレット	廃ガラスをガラス原料に再生処理（分別、異物除去など）したもの。本商品類型においては、工場内カレット（自社発生くず）は含めないものとする。
その他色カレット	無色と茶の単色を除くあきびんによるカレット。
ガラスカレット利用率	製品として使用するすべてのガラス材料中のガラスカレット投入量の割合。すなわち、 ガラスカレット利用率＝再生材料／（一製品当たりの）全ガラス材料とし、すべての材料は重量で表すものとする。
再生材料	ポストコンシューマ材料またはプレコンシューマ材料またはそれらの混合物で以下に定義されるもの。
ポストコンシューマ材料	製品として使用された後に、廃棄されたガラス材料またはガラス製品。
プレコンシューマ材料	製品を製造する工程の廃棄ルートから発生するガラス材料またはガラス不良品。ただし、同一の工程（工場）内でリサイクルされるものは除く。
リサイクル	マテリアルリサイクルをいう。

4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書を提出すること。

4 - 1. 環境に関する基準と証明方法

- (1) 製品は、ガラスカレット利用率が 10%以上（重量割合）であること。

【証明方法】

ガラスカレット利用率を付属証明書に記入し、提出すること。

- (2) 製品に使用される添加剤（着色剤など）は、カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ヒ素、セレンおよびその化合物を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】

当該物質の使用有無を付属証明書に記入のうえ、添加剤（着色剤など）の製造事業者の発行する成分表、または MSDS（化学物質等安全データシート）を提出すること。

- (3) 製品は、安全性（カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ヒ素、セレンの溶出）について検証され、説明されていること。当該物質の溶出量については、土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年、環境省令第 29 号）別表第三の溶出量基準を満たすこと。

【証明方法】

製品からの当該物質の溶出について、第三者機関または自社などによる試験結果を提出すること。

- (4) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大气汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。

また、申込日より過去 5 年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書（環境法規等の名称一覧の記載または添付）を提出すること。

また、過去 5 年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

- a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書（改善命令、注意なども含む）、およびそれらに対する回答書（原因、是正結果などを含む）の写し（一連のやりとりがわかるもの）
- b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)～5)の資料（記録文書の写し等）
 - 1) 工場が立地している地域に関する環境法規等の一覧
 - 2) 実施体制（組織図に役割等を記したもの）
 - 3) 記録文書の保管について定めたもの

- 4) 再発防止策(今後の予防策)
5) 再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

4 - 2. 品質に関する基準と証明方法

- (5) 製品の品質については、該当する JIS 規格に適合していること。

【証明方法】

該当する JIS 規格に適合していることを証明する試験結果（JIS 認定工場の写しでもよい）を提出すること。

5. 商品区分、表示など

- (1) 商品区分(申込単位)は2.適用範囲に示すJIS規格およびブランド名毎とする。製品の大小および色調による区分は行わない。ガラスカレット利用率が異なる場合も同一申込として扱うことができるものとする。
- (2) 原則として、商品本体などに下記のロゴマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。



(表示方法に関する注記)

- * ロゴマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。
- * 「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、次に示すような「エコマーク（英語表記も可）」を含む表現を使用してもよい。
「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」
- * 環境省「環境表示ガイドライン」などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。
(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/>)
- * その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。
(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)

2007年5月 5日 制定 (Version2.0)

2008年2月 14日 制定 (Version2.1)

2008年8月 21日 改定 (4 - 1.(4) Version2.2)

2010年3月15日 有効期限延長
2011年3月1日 改定 (5.(3) マーク表示 Version2.3)
2012年6月15日 改定 (5.(3)(4)削除 Version2.4)
2016年3月15日 有効期限延長
2019年4月1日 改定 (5.(2)マーク表示)
2022年4月30日 有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。